

建築士合格後の実務経験も可能に 自民議連、建築士法改正案を了承

自民党建築設計議員連盟（額賀福志郎会長）は10月5日に開いた総会で、建築士法の改正案を了承しました。現行制度では実務経験が「受験要件」となっていますが、「免許登録要件」に変更。改正されれば、試験合格後に実務経験を積んで、免許登録することが可能になります。建築士資格の見直しに関しては、日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、日本建築家協会が共同で、6月の同議連総会で提案。実務経験に関して「建築士名簿に登録し建築士としての業務を開始可能な状態となる前に一定の経験を積み、受験前に実務経験を課す必要は必ずしもない」と指摘し、「学歴要件等と実務経験の両方を課している場合については受験前に一定の実務経験を課すのではなく、建築士名簿への登録にあたって一定の実務経験を課すこととする」と、提案していました。

現行の建築士試験では、大学等で建築に関する科目を修了して卒業したあとに、一定期間の実務経験を積まなければ学科試験を受験できません。3団体は現行の要件では「大学を卒業しても直ちには受験できないことや、いったん就業してしまうと、業務が忙しく受験勉強の時間が十分に取れない場合もある」とし、受験機会の早期化を求めました。改正案では、実務経験を試験の前後で積み、免許登録までに既定の期間を満たせば良いことに変更。学校卒業後の早期の受験を可能にします。

